

# どのような洪水からも命を守る「流域治水推進事業」

流域治水の推進に関する条例説明会  
平成26年4月23日AM 資料③(3)-1

## ながす対策(条例第3章)

◇着実かつ効果的な河川整備の実施(既存事務事業で推進)

## ためる対策(条例第4章)

◇森林・農地・施設の雨水貯留浸透機能の確保(既存事務事業で推進)

## そなえる対策(条例第6章)

◇水害に強い地域づくり計画策定(既存事務事業で推進)  
水害に強い地域づくり協議会(住民、市町等)において避難場所の検討など浸水警戒区域の浸水被害回避・軽減対策にかかる計画を策定

◇見て分かる水害情報事業(H23から継続)  
水害情報収集や出前講座等を通して県民の水害意識の向上を図り水害に強い地域づくりを促進  
◇避難情報の発信、浸水に関する調査、研究、情報提供、県民との連携等(既存事務事業で対応)

## とどめる対策(条例第5章)

◇連続盛土構造物、土地利用誘導(既存事務事業で推進)  
◇浸水警戒区域指定事業  
浸水警戒区域指定のための現地測量等 2地区を想定  
◇宅地嵩上げ浸水対策促進事業(H27以降)  
浸水警戒区域内の既存住宅の増改築の際の嵩上げ支援  
◇避難場所整備事業(H27以降)  
浸水警戒区域内の住民が安全に避難できる避難場所整備を実施する。

## 事業実施の流れ

①条例制定(H26.3)

②現地調査・区域指定原案作成(県)  
H26.4~H26.7

③水害に強い地域づくり協議会  
(学識者・県・市町・住民)(H26.4~)

### ○「水害に強い地域づくり計画」策定

- ・水害図上訓練、出前講座
- ・地先の安全度マップ、危険区域等周知
- ・嵩上げor避難場所整備の選択
- ・避難場所の地域防災計画への反映
- ・避難体制の検討

④区域指定案確定

⑤浸水警戒区域指定事業  
現地測量(境界、標高等)および市町・地元住民による現地確認

⑥住民への公告・縦覧および市町長への意見照会。更に、審議会への諮問

⑦区域指定完了

⑧宅地嵩上げ浸水対策促進事業(H27~)

⑨避難場所整備事業(H27~)

水害に強い地域づくりの実現

# 水害に強い地域づくり協議会の進め方について (浸水警戒区域指定までの流れ)

## 水害に強い地域づくり協議会

「地先の安全度マップ」を踏まえ、避難場所の選定、安全な避難経路、避難のタイミング、区域指定案など、地域の特性を踏まえた避難・警戒体制等を検討し、「水害に強い地域づくり計画」を策定

地域合意

皆さんの意見を  
十分反映させます！

公告・縦覧

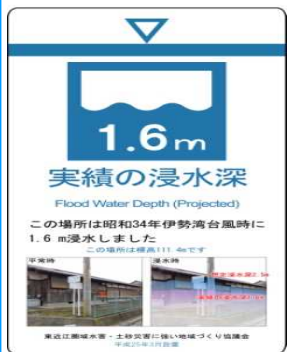
市町首長の意見

## 滋賀県流域治水推進審議会

## 水害に強い地域づくりの実践

水害時の避難活動、浸水警戒区域指定、支援制度活用など

電信柱  
に表示



# 協議会の構成

協議会 …… 副市長、学識経験者、行政委員

担当者会議 …… 関係機関担当者

事務局  
市町(会長)、  
国(河川事務所)  
県(土木事務所、  
流域治水政策室)

ワーキンググループ …… 関係機関担当者+関係者  
(検討課題に応じたWG)

(行政機関)

防災情報WG

避難勧告等  
判断基準



(住民+行政)  
水害に強い  
地域づくり計画  
WG



(住民+行政)  
土砂災害に強い  
地域づくり計画  
WG

みずから避難する  
仕組みの構築



# 水害・土砂に強い地域づくり計画の組立て

## 「〇〇圏域水害に強い地域づくり計画」

全体計画(基礎情報)

行政のみ(県&市町)

全体計画(基礎情報)(圏域or市町ごと)

1. 水害・土砂に強い地域づくりの目標設定
2. 河川・流域の特性  
地先の安全度評価、災害履歴、土砂リスク整理、外力設定統一
3. 現状・課題  
市町の課題を整理
4. 対策案  
「ながす」、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」の4つの対策

## 「〇〇市水害に強い地域づくり計画」

〇〇市

△△市

□□町

行政のみ(市町)

防災WG(市町or旧町or学区ごと)

1. 対策案  
「そなえる」(市町の地域防災計画等、対象地域全般)  
HM作成、避難勧告基準設定、地区別避難判断水位設定、土砂法に基づく避難計画検討など
2. その他必要なこと

## 「△△地区水害に強い地域づくり計画」

A集落

B集落

C集落

D集落

E集落

F集落

G集落

H集落

I集落

行政&住民等

住民WG(大字・地区ごと)

1. 対策案  
「そなえる」(〇〇地区避難計画)  
自治会が作る具体的な避難計画を記載  
「とどめる」(〇〇地区住まい方のルール)  
はん濫が生じた場合でも命を守る対策検討



## 〇〇市〇〇地区 水害に強い地域づくり計画（案）

### ① 〇〇地区の基礎情報

※事務局が行政の基礎情報として整理。（必要に応じ会議・WG等に情報提供）

地域概要、歴史等に関する情報

- 地域概要、地域特性
- 水害、河川整備の歴史

「ためる」に関する情報

- 農地、森林域の取組み
- 雨水貯留浸透、調整池

「ながす」に関する情報

- 地先の安全度マップ
- 河川整備計画の内容
- 河川整備計画事業実施後の地先の安全度マップ

「とどめる」に関する情報

- 建築規制区域、内容
- 区域区分の現状、見直し予定(土地利用規制)
- 道路盛土避溢橋計画
- 水害防備林、霞堤保全

### ② 「とどめる」対策の具体的事項

#### 住まい方WGの成果

(1/200, H>3m 区域必須)

(上記以外の区域は任意)

住民+行政、集落単位

- 〇〇地区人命被害回避の具体策（建築耐水化など）

### ③ 「そなえる」対策の具体的事項

#### 地区別避難計画WGの成果

(1/200, H>3m 区域必須)

(上記以外の区域は任意)

住民+行政、集落単位

- 地区別避難計画具体化など

#### 地域防災計画WGの成果

(全行政区対象)

行政のみ

- 地域防災計画の充実
- 避難勧告基準具体化
- 出前講座具体化 など

※別途、土砂災害のおそれがある危険区域では、「土砂災害に関する地区別避難計画WG」を実施するなど連携して取り組む。

## <水害に強い地域づくり協議会と浸水警戒区域指定の手続の流れ>

### 条例制定

### 水害に強い地域づくり協議会での検討

想定浸水深(地先の安全度マップ)をふまえ、

- ①避難場所の選定、安全な避難経路、避難のタイミングなど、地域の特性を踏まえた避難・警戒体制等の検討
- ②地域にふさわしい避難方法・安全な住まい方の協議、浸水警戒区域の指定原案の検討

地域での合意形成を経て「〇〇地区水害に強い地域づくり計画」を策定

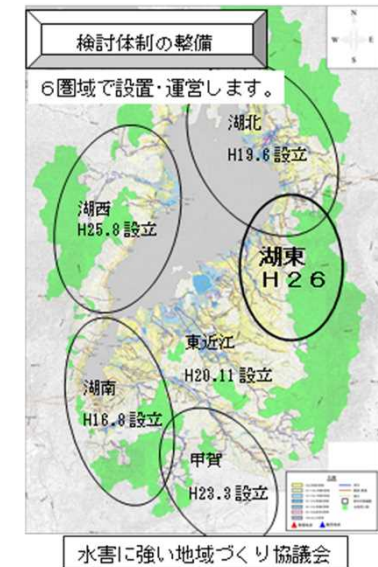
### 条例第13条による区域指定手続

- ①区域指定の案の縦覧 ②関係住民等による意見書の提出 ③市町長および審議会の意見聴取 ④区域指定告示

# 水害・土砂災害に強い地域づくり協議会とは

## ～協議会の活動概要～

- 河川、湖沼、水路等で、万一はん濫が生じた場合にも、人命を最優先とし、したたかに対応し、はん濫被害を最小化できる地域社会づくりを目指す。
- 市・県・国が協働し、必要な調査検討を行い、学識経験者や委員からの助言のもと、地域特性に応じた意味のある適応策を実施する。
- 検討項目は各市町担当者からの提案課題により、実務に即したものとする。



## 各圏域の設置状況

琵琶湖湖南流域	平成16年08月～	大津市・草津市・守山市・栗東市・野洲市
湖北圏域	平成19年06月～	長浜市・米原市
東近江圏域	平成20年11月～	近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町
甲賀圏域	平成23年3月～	甲賀市・湖南市
高島地域	平成25年8月～	高島市

(未設置)湖東圏域 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町 … 早期設置を目指す



【圏域別】水害に強い地域づくり協議会 これまでの成果・課題

流域治水の推進に関する条例説明会  
平成26年4月23日AM 資料③(3)-2

H250416 流域治水政策室まとめ

琵琶湖湖南	平成16年度から取組中	防災情報WG【行政】	水害に強い地域づくりWG【行政+住民】	土砂災害に強い地域づくりWG【行政+住民】
①これまでの成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内の洪水リスク地区の抽出(県作業)</li> <li>・草津市をモデルケースとしたハザードマップ作成(協議会)</li> <li>・洪水避難訓練、行政内情報伝達演習(協議会)</li> <li>・協議会より、「水害に強い土地利用や住まい方に向けての浸水マップを用いた効果的な取組について」を県知事へ提言(H20. 8)(協議会)</li> <li>・地区別避難判断基準の設定(協議会)</li> <li>・圏域内で浸水リスクの高い地区のうち、草津市南笠地区にて住民WGを実施。(県作業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水リスクの高い地区より、地区別の水害に強い地域づくりWGを進める箇所として草津市新南笠町地区を選定</li> <li>・新南笠町町会役員との協議により、住民WGを進めていくことを了解。</li> <li>・新南笠町にて洪水に関する出前講座を実施。</li> <li>・災害図上訓練、現地調査により、地域課題の抽出と対策案の検討</li> <li>・水害に強い地域づくり計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度より「土砂災害に関すること」を取り組む旨を、当協議会で了承され、規約に追加される。</li> </ul>	
②今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画見直しへの関係市の考え方(足並み)</li> <li>・当協議会の取組について関係市の理解</li> <li>・当協議会の取組に地区別の水害に強い地域づくり計画を位置付けされていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WGを積極的に実施していこうとする新たな洪水リスクの高い地区の候補がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当協議会で土砂災害への取組をどうするか。</li> <li>・関係市が土砂災害についての取組がどうなっているか。</li> <li>・土砂災害取組に際しての予算確保</li> </ul>	
③H25取組内容	協議会は開催されず、動きはなし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害に強い地域づくり計画の策定にむけ、各種施設整備を行い、WG内での理解を深める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害リスクの高い地区の確認</li> <li>・関係市とのヒアリング</li> <li>・予算確保に向け、県庁内で調整</li> </ul>	
④H25成果	協議会は開催されず、動きはなし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易量水標、危険度表示板、説明看板を設置。</li> <li>・「水害に強い地域づくり計画(素案)」を策定し、WGの理解を得る。</li> </ul>	関係6市及び砂防部局より、対象地域の要望がないため動きなし。	
⑤H26取組予定案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係市に配布した「地区別避難判断基準」等の資料をもとに、テストケースとして、<u>水害リスクの高い地区の避難勧告等の判断・伝達マニュアル</u>を作成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害に強い地域づくり計画を自治会内で理解を得て、各戸配布する。</li> <li>・計画等により災害訓練等を実施。</li> <li>・圏域内で浸水リスクの高い地区において、住民WGを実施する箇所を選定する。</li> </ul>	土砂災害リスクの高い地区を確認。 リスク地区の関係市と調整を図り、 <u>WGを立ち上げる。</u>	



【圏域別】 水害に強い地域づくり協議会 これまでの成果・課題

H250416 流域治水政策室まとめ

甲賀	平成22年度から取組中		
	防災情報WG【行政】	水害に強い地域づくりWG【行政+住民】	土砂災害に強い地域づくりWG【行政+住民】
①これまでの成果	<p>(野洲川・杣川および同氾濫原)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別避難判断基準の設定</li> <li>・情報不足を補う仕組みづくりに向けた取組み(水位関係表・簡易量水標)</li> <li>・避難勧告等の発令判断支援資料(案)の作成</li> <li>・同支援資料(案)の台風18号の被災実績を踏まえた更新</li> </ul>	<p>(湖南省三雲地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水害履歴調査(H23.7.11)</li> <li>・出前講座、図上訓練の実施</li> <li>・三雲地区版ハザードマップの作成</li> <li>・台風18号の経験を反映したマップの更新</li> <li>・自主防災組織マニュアル、水害時行動計画、各自治会での住民台帳の作成</li> <li>・三雲区初の水害に対する避難計画を実施</li> </ul>	<p>(甲賀市信楽町多羅尾)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害に強い地域づくりワークショップの開催(H23.12.18)</li> <li>・出前講座(土砂災害について)、防災マップづくり</li> <li>・まち歩きの実施(H24.3.4) 防災マップの確認、修正</li> <li>・土砂災害に強い地域づくりワークショップの開催(H24.11.11)</li> <li>・地区別避難計画(素案)作成</li> <li>・土砂災害に強い地域づくりワークショップの開催(H25.1.20)</li> <li>・多羅尾区避難計画(案)完成、多羅尾区防災マップ(案)完成</li> </ul>
②今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設定した地区別避難判断基準が分かりにくい(実際の運用レベルでの活用が難しい)</li> <li>・住民の防災意識の向上</li> <li>・地域防災計画への反映(市)</li> <li>・他氾濫原への水平展開(大戸川沿川)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル地区における流域治水条例の枠組みに沿った取組み(浸水警戒区域の浸水被害回避・軽減対策にかかる計画を策定)</li> </ul>	<p>他地域における土砂災害に強い地域づくりの展開・連携</p>
③H25取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野洲川・杣川の避難判断等情報発令支援資料を活用した上で、課題を整理し、より活用しやすい資料に修正する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三雲区防災リーダーが作成された水害時行動計画(案)をもとに、自主防災組織設立準備委員会で計画書を作成される。自主防災組織設立準備委員の動きにあわせて、必要に応じて県・市が支援していく。</li> <li>・自主防災組織が正式に設立された後、作成された水害時行動計画をもとに、自主防災組織・自治会の役割分担も踏まえた三雲地区版ハザードマップの避難時の心得と情報連絡体制の部分の改良を行う。</li> </ul>	<p>(甲賀市信楽町多羅尾)</p> <p>防災マップ及び避難計画書を用いた避難訓練の実施(H25.11.3)</p> <p>防災訓練を踏まえた防災マップ(案)及び多羅尾避難計画(案)の更新</p>
④H25成果	<p>(野洲川・杣川および同氾濫原)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度に作成した野洲川・杣川の避難判断支援資料(案)の更新(台風18号の被災実績を考慮)</li> </ul>	<p>(湖南省三雲地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7回の地域主導WGによる自主防災組織立ち上げ準備(自主防災組織マニュアル、水害時行動計画の策定)</li> <li>・各自治会での住民台帳の作成</li> <li>・台風18号の経験を反映したマップの作成(三雲地区版ハザードマップの改良)</li> <li>・三雲区初の水害に対する避難計画を実施</li> </ul>	<p>(甲賀市信楽町多羅尾)</p> <p>多羅尾区防災マップ、地区避難計画の完成全戸配布</p>
⑤H26取組予定案	<p>(野洲川・杣川および同氾濫原)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野洲川・杣川の避難判断支援資料(案)の更新に向けた課題抽出</li> <li>・課題に対する今後の方策の検討</li> </ul> <p>(大戸川および同氾濫原)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに大戸川での水平展開</li> </ul>	<p>(湖南省三雲地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織への支援</li> <li>・地域主導による地震・火災を想定したマニュアル作成を予定</li> </ul> <p>(〇〇地区) 大戸川沿川でモデル地区を選定 候補: 甲賀市信楽地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域治水条例の枠組みに沿った取組み ※浸水警戒区域を設定し被害回避・軽減対策に係る計画を策定</li> </ul>	<p>湖南省で土砂災害に強い地域づくりのモデル地区を選定し、展開していく</p>

【圏域別】 水害に強い地域づくり協議会 これまでの成果・課題

H250416 流域治水政策室まとめ

東近江	平成20年度から取組中	担当者会議	湖辺域WG	水害に強い地域づくり計画WG(日野川中流左岸)
①これまでの成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 知恵・水害文化の発信(近江八幡市2)</li> <li>2 出前講座(近江八幡市3、東近江市2、小学校5)</li> <li>3 地先の安全度マップの公表(近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町)</li> <li>4 水位関係表を作成(1箇所)、精度検証(5箇所)</li> <li>5 簡易量水標を設置(近江八幡市1、東近江市6、日野町3)</li> <li>6 水位関係表等の周知看板を設置(竜王町1)</li> <li>7 洪水予報河川・水位周知河川:避難情報発令範囲(案)を作成</li> <li>8 その他はん濫域:雨量基準(案)を作成</li> <li>9 日野町・東近江市・竜王町において地域防災計画への反映検討中</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 洪水予報河川:避難情報発令範囲(案)を作成</li> <li>2 東近江市において地域防災計画への反映検討中</li> </ol> <p>&lt;大中地区&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 水害時畜産業減災対応マニュアル(案)を作成</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1/200浸水図で浸水深の大きい西横関、弓削、葛巻町を含む範囲でWGを設置(※H22に水茎地区でも計画づくりを提案したが、既に避難体制確立済との理由で受け入れ拒否)</li> <li>2 8回のWG、竜王町自治連合会・葛巻町への意見照会を経て、水害に強い地域づくり計画(案)作成 ⇒第5回協議会では承認見送り(具体的対策の記載がないため)</li> </ol> <p>&lt;葛巻地区&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 まるごとまちごとハザードマップを設置し、年1回避難訓練を実施</li> <li>4 H25台風18号では約120名が自主避難を実施</li> <li>5 4回のWGでの議論(第5回～8回)および避難訓練を経て、自主避難計画(案)を作成し、集落で内容精査中</li> </ol>	
②今後の課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出前講座用データベースの構築</li> <li>2 地域別避難判断基準(案)の設定</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 琵琶湖洪水時の避難体制検討</li> <li>2 大中地区における畜産業減災対策の検討</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築規制と水害に強い地域づくり計画の関係が不明</li> <li>・他地区への展開(県、市町)</li> </ul>	
③H26取組内容予定	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各市町のホームページから水害情報発信サイトにリンクをはる。(東近江市、日野町)【継続】</li> <li>2 水害情報や知恵の収集・発信を行うとともに、水害経験者の情報についても共有する。【新規】</li> <li>3 マニュアル(案)を活用し、各市町に適した方法で実施するとともに、結果を協議会に報告することで、情報を共有する。【変更】</li> <li>4 水位関係表の精度向上を行う。【継続】</li> <li>5 浸水想定区域図、地先の安全度マップ等のリスク情報を基に、きめ細かな避難計画を検討するための基礎資料を作成する。【継続】</li> <li>6 雨量を基準とした避難判断基準(案)を作成する。【継続】</li> <li>7 土砂災害WGの新設</li> <li>8 簡易量水標、周知看板の設置をすすめる【継続】</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 王拓地内3自治会と土地改良区、近江八幡市、東近江市、県、琵琶湖河川事務所によるWGを設置し、人命被害回避を目的とした検討を行う。【新規】</li> <li>2 その他の地域の避難方法、水害時畜産業減災対策については上記WGの結果を踏まえて検討する。</li> </ol> <p>&lt;大中地区WGの検討手順(案)&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①避難所の検討(2市)</li> <li>②避難方法の検討(2市、県、国)</li> <li>③避難方法の検討(住民、2市、県、国)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 流域治水条例を踏まえた水害に強い地域づくり計画の位置づけ見直し【新規】</li> <li>2 葛巻町での自主避難計画書策定、条例に基づく協議開始【継続】</li> <li>3 水茎町・元水茎町、下豊浦、新巻町、きぬがさ町、弓削において条例に基づく協議を開始【新規】</li> <li>4 土砂災害に関する検討項目を追加する。【新規】</li> </ol>	

【圏域別】 水害に強い地域づくり協議会 これまでの成果・課題

H250416 流域治水政策室まとめ

湖東	※協議会は未設置。
①これまでの成果	<p>&lt; 芹川 &gt; ①水位関係表の作成、②簡易量水標・周知用看板の検討と設置          &lt; 愛知川地区 &gt; ①神郷彦根線盛土構造の検討、②『水害に強い地域づくり計画(素案)』の作成          &lt; 芹川と犬上川に挟まれた地区 &gt; ①地区別避難判断基準の検討、②周知用看板の検討          &lt; 犬上川 &gt; ①水位関係表の作成、②簡易量水標のデザイン検討          (H24)          ・湖東土木事務所管内の1市4町でのワーキング実施(初回は、他圏域での取組内容の説明および現状課題の聞き取り)          ・過年度実施の上記業務の更新(上記④、水位関係資料更新)          ・避難勧告等の発令判断支援資料(素案)作成          ・地先の安全度マップの更新          (H25)          5 H24意見交換会を踏まえ、そなえる対策の地区別避難判断基準等の精度向上およびマニュアルの更新          6 H26台風18号に伴う洪水痕跡調査(芹川、犬上川、野瀬川、宇曾川)の実施          7 台風18号に伴うアンケートの実施(年度末に実施、一部回答待ち。)</p>
②今後の課題	<p>■地先の安全度マップ等に基づき管内全域(1市4町)の水害リスク箇所の共有          ■土石流危険渓流等における管内全域の土砂災害リスク箇所の共有          ■湖東土木事務所管内の1市4町でのワーキング実施          :ワーキングを実施していない愛荘町、多賀町、甲良町、豊郷町を含めたワーキングを実施していく必要がある          ■「湖東圏域における水害に強いまちづくり協議会」の立ち上げ          (過年度業務で彦根市での個別課題)          ■芹川の簡易量水標・周知用看板(6箇所)の設置          ■ワーキングでの協議が必要な事項:          ①芹川と犬上川に挟まれた地区に設置する周知用看板、          ②犬上川の水位関係表・簡易量水標、          ③『水害に強い地域づくり計画(素案)』          ④『避難勧告等の発令判断支援資料(案)』          ■水位関係表の作成手法の相違: 芹川と犬上川の水位関係表の作成手法の違い</p>
③H25取組内容	<p>5 H24意見交換会を踏まえ、そなえる対策の地区別避難判断基準等の精度向上およびマニュアルの更新          6 H26台風18号に伴う洪水痕跡調査(芹川、犬上川、野瀬川、宇曾川)の実施          7 台風18号に伴うアンケートの実施(年度末に実施、一部回答待ち。)</p>
④H25成果	<p>■1 そなえる対策の地区別避難判断基準の精度向上          1 避難勧告等発令判断支援資料の説明資料作成および市町への説明          (彦根市意見)          →当該支援資料は、圏域内の浸水想定区域指定河川を基本としていることから、浸水想定区域外の危険区域への対応が必要。          →避難勧告等発令単位は、小学校区単位でなく、より精度を高めるため自治会単位が望ましい。          →中小河川においても河川水予測システムの構築が図れないか。(中小河川では、流出時間が短いため、適切な予測システムになりうるか検討。おそらく不可能なので他圏域と同様、雨量設定等による避難判断水位を設定していく必要あり)          ■2 台風18号に伴う洪水痕跡調査の実施          ■3 台風18号に伴うアンケートの実施          ・出水時対応の各市町の避難勧告発令等の把握および各市町の課題および河川管理者への意見要望等の把握          (H25は調査のみとりまとめをH26に実施)</p>
⑤H26取組予定案	<p>H25彦根市との協議を踏まえ、H26にその他の町とも協議を開催し、ワーキングにて市町の意向を確認しながら、避難判断支援資料の精度向上を行うとともに、取組内容、土砂災害WGの開催等について検討していく。          併せて、「湖東圏域における水害に強いまちづくり協議会」の立ち上げに向け協議を行う。</p>

【圏域別】 水害に強い地域づくり協議会 これまでの成果・課題

H250416 流域治水政策室まとめ

湖北圏域	平成19年度から取組中	虎姫地区水害に強い地域づくり計画WG	村居田地区水害に強い地域づくり計画WG	その他長浜市	梓河内地区土砂災害に強い地域づくり計画WG
①これまでの成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>きめ細かい河川防災情報の提供に関する検討</li> <li>・統合型水理モデルの再構築</li> <li>・水位関係表の検討および精度向上</li> <li>・簡易量水標の検討</li> <li>・周知用看板の検討</li> <li>・水害文化情報等の整理</li> <li>・避難勧告等の発令判断支援資料(案)作成(姉川・高時川、天野川)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易水位計、簡易量水標、周知用看板の設置</li> <li>・DIGによる課題抽出と対応策の検討</li> <li>・「虎姫地区水害に強い地域づくり計画」作成</li> <li>・大井町の水位換算表および周知用看板の修正</li> <li>・大井町自治会による地区別避難計画策定</li> <li>・大井町自治会による地区別避難訓練(11月)支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易水位計、簡易量水標、周知用看板の設置</li> <li>・DIGによる課題抽出と対応策の検討</li> <li>・「村居田水害時の道しるべマップ～避難ルール版～」作成</li> <li>・「村居田地区水害に強い地域づくり計画」作成</li> <li>・まることまちごとハザードマップの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24より全自治会ごとに水害・土砂災害、地震、火事、原子力災害のいずれかに関する避難計画を策定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易水位計、簡易量水標の設置(梓河内地区)</li> <li>・DIGによる課題抽出と対応策の検討</li> <li>・ハザードマップ(案)作成(長浜市上草野地区、長浜市湖北町山本地区、米原市梓河内地区)</li> </ul>
②今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易水位計および周知用看板の整備(県・市)</li> <li>・地区別避難判断基準の精度向上(県・市)</li> <li>・支援資料の地域防災計画への反映(市)</li> <li>・全住民への情報提供と避難計画作成支援(市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害に強い地域づくり計画に示している対策の実践(住民の意識啓発、要支援者の支援体制の確保、垂直避難者への物資輸送体制の確保)(県・市)</li> <li>・地区別避難判断基準の住民への普及(市)</li> <li>・大井町自治会による地区別避難訓練(11月)支援とその関連成果を他の集落に紹介して活動を広げる取り組みの推進(市)</li> <li>・「地先の安全度マップ」公表を受けた水害に強い地域づくり計画の再検討(県・市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DIGや聞き取り調査で課題となった事項(要援護者支援の充実、避難経路に安全柵や標識を設置、避難経路の道路拡幅など)への対応(市)</li> <li>・これまでの成果(聞き取り調査、まるまち標識、簡易量水標など)をWGメンバー以外の他の住民にも広く知ってもらえるような「発表の場」を開催(県・市)</li> <li>・地区別避難判断基準の住民への普及と地区別避難計画への反映(市)</li> <li>・一区切りをつける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難計画の策定を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「手作りハザードマップ作成の手引き(案)」の改良(県・市)</li> <li>・新たな対象地区を選定してワークショップを開催し、土砂災害ハザードマップを作成(市)</li> <li>・長浜市上草野地区を対象に、体験をテーマとしたワークショップの開催し、避難に関する課題を抽出(県・市)</li> <li>・地区避難計画の策定(長浜市上草野地区、米原市梓河内地区)(市)</li> </ul>
③H25取組内容	協議会は開催されず、動きはなし。	未定	-	7連合自治会で完了。内水害は2連合自治会	協議会は開催されず、動きはなし。
④H25成果	協議会は開催されず、動きはなし。	未定	-	7連合自治会で完了。内水害は2連合自治会	協議会は開催されず、動きはなし。
⑤H26取組予定案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別避難判断基準の精度向上(県・市)</li> <li>・支援資料の地域防災計画への反映(市)</li> <li>・全住民への情報提供と避難計画作成支援(市)</li> </ul>	未定	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル(候補)地区として取り組む(予定)</li> <li>・流域治水条例の枠組みに沿った取組み</li> <li>※浸水警戒区域を設定し被害回避・軽減対策に係る計画を策定</li> </ul>	上記と同程度推進予定	未定



【圏域別】 水害に強い地域づくり協議会 これまでの成果・課題

H250416 流域治水政策室まとめ

湖西圏域	※協議会は未設置。平成26年度中に設置予定。
①これまでの成果	<p>&lt;天川～石田川～境川氾濫域&gt;&lt;安曇川氾濫域&gt;</p> <p>①氾濫特性の把握：統合水理モデルによる氾濫解析の実施と結果整理。                  ②氾濫解析から人的被害・家屋被害といった甚大な被害が発生する地区の抽出。                  ③地区で起こるイベントを指標にした避難判断基準(案)の設定。                  ④イベントを見るための看板や量水標等のデザイン検討。                  ⑤避難判断基準や水害文化情報の収集と周知マップの作成                  ⑥地区別の『避難判断基準発令のマニュアル(案)』の作成</p>
②今後の課題	<p>高島市域の各地区の特性を踏まえた「そなえる対策」の具体化                  [市]洪水および土砂災害の発生時に対する避難情報発令タイミングの判断基準や情報発令対象地区の選定基準の策定・災害時の体制改善                  [住民]自主防災活動の強化、自発的避難に向けた日頃からの準備強化(地先安全度や避難判断基準の理解、行政からの災害情報の取得方法や内容の理解、モデル地区の選定)</p>
③H26取組内容	<p>H26. 4. 21に水害に強い地域づくり協議会を開催                  今後の取り組みを検討される</p>

## ○出前講座について

# 「みんなで命と暮らしを守る安全・安心」のための出前講座・学習会

土木交通部 流域政策局・砂防課



H20.7.18 長浜市大宮町・高田町  
(駅前通り)の水害



H24.8.14 大津南部豪雨による  
石山外町の土砂災害

地球温暖化を原因とした異常気象による、集中豪雨の激化や台風の大型化等の現象、また大規模地震の発生により、水害や土砂災害が頻発しています！



滋賀県では、災害を防止するための対策工事を実施するとともに、県民一人ひとりに、地域の安全に関心を持って頂くため、下記のような各種の学習・啓発活動を行っています。

### 水害図上訓練

水路など大雨の時に気をつけなければいけない場所や浸水しやすい区域などを着色した水防用地図を作成し、洪水発生時の避難や備えなどについて検討します。



### 親子砂防学習会

砂防工事現地での体験学習を通して、土砂災害防止に関する知識を身につけてもらうための学習会を実施します。

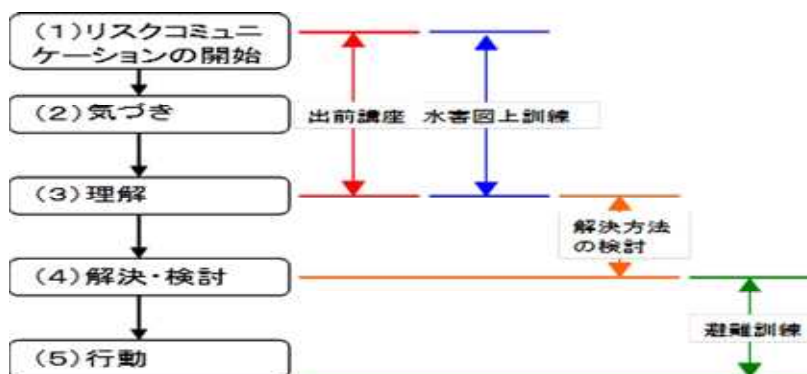


### 出前講座

水害・土砂災害の状況や工事概要、日頃から注意する点などについて、職員が出かけて最新情報を交えつつ解説し、災害に備える意識の向上を図ります。



地域の防災教育において自助・共助の意識を高め、地域防災力の向上を目指す必要があります。近年、防災教育における手法として、行政と住民とが双方向で実施する取り組みである、下図に示す段階に沿ったリスクコミュニケーション手法が重要視されています。



## ○出前講座の流れと役割分担（案）

1. 出前講座の依頼があれば、依頼先に下記の4点を確認して下さい。  
出来れば、該当市町と土木事務所とで打合せをして下さい。
  - 1) 日時は、  
希望日をご確認下さい。日程の再調整をお願いする場合があります。
  - 2) 会場場所は、
  - 3) 対象者は、（自治会の役員か何かのリーダーか？と人数）
  - 4) 目的は、（希望する内容、目指されているところ）
    - ①地先の安全度マップの解説
    - ②条例の説明
    - ③避難計画の検討、精査、充実
    - ④ながす対策の要望  
などの確認をして下さい
2. 出前講座の目的（希望され内容）によって、以下のとおり役割分担します。
  - ①地先の安全度マップの解説  
→ 流域治水政策室にて対応
  - ②条例の説明  
→ 流域治水政策室にて対応  
※①と②は必要に応じて、市町と土木事務所にも同席願う
  - ③避難計画の検討、精査、充実  
→ 地域・市町が主体、土木事務所・流域治水政策室は支援  
※③の場合は、市町に調整して頂き、流域治水政策室と土木事務所が支援する。  
（市町の意向により同行する。）
  - ④ながす対策の要望  
→ 各土木事務所にて対応
3. 今後の進め方（対応案）
  - ①消防団等の新研修については、要望に応じて対応する
  - ②自治会・地域の対応について、目的に応じた対応
    - 1) 避難計画まで検討をする・・・市町と土木事務所にて優先順位を検討
    - 2) 地先の安全度マップや条例の説明まで・・・要望に応じて対応する
  - ③地域リーダーの養成
    - 1) 県主催の研修会を開催
    - 2) 市町主催の研修会を開催
4. その他  
今後、建築規制に関する説明会を2回程度実施します。  
対象者：特定行政庁(市町または土木事務所)  
説明者：建築課建築指導室、流域政策局流域治水政策室